

糸島市補助金設計書

所管課 学校教育課

補助金名称	通学費補助金（中学校）
区分	⑤その他の事業補助（扶助的）
該当例規等	糸島市通学費補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標1_未来社会で輝く子どもを育むまちづくり

政策2_保育・学校教育の充実

施策①_家庭や地域と連携した教育の充実

1 補助の目的

市内の通学困難な地区から、通学する生徒の保護者に対し、通学費の補助金を交付し、経済的、身体的負担の軽減及び円滑な通学を図る。

2 成果指標

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

公共交通機関を利用しての通学のための経費（通学定期乗車券相当額）

【補助対象者】

前原中学校：白糸行政区、雷行政区、前原東中学校：瑞梅寺行政区、福吉中学校：佐波・鹿家行政区から公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者等

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

通学定期乗車券相当額の1/2

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 2 分の 1

【積算根拠ほか】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づき概ね片道6km以上の行政区から公共交通機関を利用して通学する者の通学定期券相当額の1/2

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和 5 年度 まで